

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2014年3月5日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：中東地域 担当：中東・欧州部  
案件名：湾岸諸国との連携強化に向けた情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2014年5月上旬～2015年3月下旬

2 参加要件

中東地域（特に湾岸諸国）に対する調査・研修業務経験を有する者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年3月19日から2014年3月24日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年3月19日から2014年3月25日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年4月4日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 4月中旬
- (5) 契約交渉 : 4月下旬～5月上旬

5 業務の目的

安倍総理大臣は、2013年5月（サウジアラビア、UAE）、8月（カタール、クウェート、バーレーン）、2014年1月（オマーン）と中東湾岸地域を歴訪し、石油の売買といった従来の資源・エネルギーを中心とする関係を越えて、幅広い分野（経済面）での協力、更には政治・安全保障、文化・人的交流といった多層的な関係強化に向けて「安定と繁栄に向けた包括的パートナーシップ」を打ち出している。また、湾岸地域はビジネスの側面でも膨大な市場ポテンシャルを有しており、日本企業の進出がより一層期待されている。

JICAとの関係では、安倍首相が昨年5月1日にサウジアラビアで行った演説に「コストシェア技術協力の拡大」が盛り込まれる等、豊富な資源・資金を抱える一方、インフラニーズが膨大な湾岸諸国との新たなパートナーシップの枠組みとして、技術協力の観点から貢献することが求められている。

更には、ODAの文脈においても湾岸諸国とのパートナーシップ強化による協調援助等、新たなスキームが模索されており、日本外務省が主導する「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」においては、JICAが湾岸ドナー（イスラム開発銀行等）との協力メカニズムを設立することが奨励されており、益々多方面での湾岸諸国との結びつきが期待される。

政府方針に基づいて、JICAでは2013年度に「コストシェア技術協力実施のための情報収集・確認調査」（以下、2013年度調査という）を実施し、湾岸諸国（現在のところ、サウジアラビア、UAE、オマーン、クウェート、バーレーンの5か国がコストシェア技術協力の対象）における技術協力ニーズを探りいくつかの分野において先方との具体的な協議を開始した。また、湾岸ドナーとの開発途上国支援に係る協調の枠組みでは、イスラム開発銀行とパレスチナ支援に向けた協力メカニズムの具現化を図ることで合意している。

上記の背景を踏まえ、本調査では、2013年度調査にて特定した技術協力の可能性のある分野につき技術専門家を配置の上更なる深堀を行い、協力形態や詳細な分野の特定（例えば、廃棄物分野のうち廃棄物発電、埋立処理等）、ワークショップ等の開催によって協力分野を特定する。また、援助協調においては、イスラム開発銀行との合意文書に基づく援助協調等の可能性について先方のニーズを聞き取り協力メカニズムにおける今後の進め方や協調分野に係る協議を実施する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

湾岸諸国のうちサウジアラビア、UAE、オマーン、クウェート、バーレーンの5か国

(2) 調査対象機関

各国の省庁及び関係機関、イスラム開発銀行、アラブ通貨基金等のドナー

(3) 業務内容

2013年度調査結果によって確認されている技術協力ニーズ（各ドナーとの関係においては、JICAとの連携ニーズ）について、対象国における関係機関との協議に基づき、今後の協力内容の具体化を行うとともに、同分野における技術協力のロードマップを示すための技術的アドバイスを行う。なお、2013年度調査の結果、湾岸諸国のニーズが確認されているのは、水、医療、エネルギー、廃棄物、環境改善、観光、水産、カイゼン、援助協調の9分野である。

具体的な業務は以下のとおり。

2013年度調査結果を踏まえた対象国のニーズの確認・分析・具体的協力内容の提案

ア) 2013年度調査報告書をレビューする。

イ) 2013年度調査の結果明らかになっている対象国の技術協力(各ドナーとの関係においてはJICAとの連携)に係るニーズについて、日本側のリソースや導入・紹介可能な技術を特定し、技術的なアドバイスを行う。

対象国へのフォローアップ調査及び本邦または現地でのワークショップの実施

ア) 2013年度調査において対象国より技術協力ニーズが特定された各分野について、各国への調査団を派遣し協議を実施する。

イ) 上記 ア) を踏まえて、日本の技術紹介のためのワークショップ開催等を行いフォローアップし、技術協力ニーズを深化する。

ウ) 湾岸諸国におけるドナー(イスラム開発銀行等)については、これまでのJICAとの合意文書等に基づき、の連携ニーズについての協議を行い、協力に向けた具体的なスケジュール、内容についての協議を行う。

結果の取り纏め

ア) 報告書の形で相手国の具体的なニーズの分析と日本側からのインプットに係る内容を纏め、各分野の今後のロードマップを作成する。

## 7 成果品等

(1) インセプションレポート(業務計画書): 2014年5月中旬

(2) ファイナルレポート: 2015年3月中旬

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

(1) 総括/企画・分析(評価対象予定者)

(2) 情報収集・分析(1)(評価対象予定者)

(3) 情報収集・分析(2)

(4) 水(主に淡水化)

(5) 医療

(6) エネルギー(主に省エネ、再生可能エネルギー)

(7) 廃棄物管理

(8) 環境改善

(9) 水産(魚の養殖等)

(10) カイゼン

(11) 観光

(12) 援助協調

## 9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。

・「本邦または現地でのワークショップの実施」においては、JICA担当者と密なコミュニケーションの下に作業をすることが求められる可能性がある。この状況となった場合には、団員のうち1名を最大で週に3回程度、JICA内に席を設け、業務従事する場合がある。

注: 本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。